

【使用禁止規定】

広島市青少年センター条例、同条例施行規則、管理運営および広島市教育委員会制定 広島市青少年センター使用制限基準に利用制限の規定があり、下記に該当する利用については、青少年利用および一般利用を問わず使用できません。

- (1) 青少年の福祉その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) 市長もしくは教育委員会が管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他管理運営上支障があると認めるとき。(使用制限基準)
 - ①特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、その他の政治的活動のために、青少年センターを使用しようとするとき。
 - ②特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育、その他の宗教的活動のために青少年センターを使用しようとするとき。
 - ③営利を目的とする活動のために、青少年センターを使用しようとするとき。